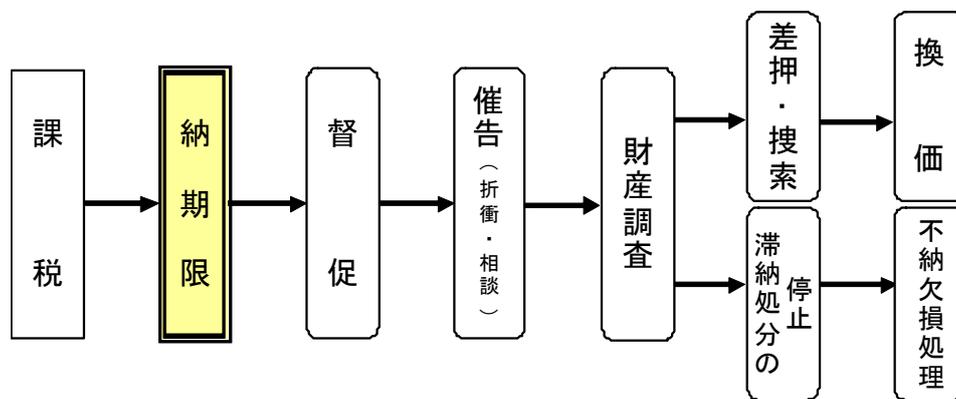


滞納整理事務について

1. 基本的な滞納整理の流れ



2. 滞納整理事務の内容

※【 】内は、各滞納案件についての処理数

(1) 督促

原則として、納期限の概ね20日後に督促状を発付する。【1回】

(2) 催告

①平成17年度以降は、従来の臨戸訪問を中心とした徴収から、限られた人員で効果的、効率的な徴収を行うため、文書による催告や差押えを中心とした滞納整理を実施している。

(差押件数 平成16年度 801件 → 平成24年度 2,069件)

②自主納付を促すため、督促後に文書催告【1回程度】および電話、訪問による催告【1回程度】を実施する。また納期限から概ね4か月後には差押予告【1回】を送付する。

③滞納者から納税相談があった場合は、資産状況や生活状況等を聞き取りのうえ、納付について折衝を行う。

(3) 財産調査

自主納付が見込まれない者については、差押可能な財産を調査する。

①預貯金については、滞納者の住所地を中心とした金融機関【6店舗程度】において、取引状況を調査する。該当がない場合等は、インターネット銀行等に調査対象金融機関【4店舗程度】を拡大して調査する。

②給与や不動産については、居住市町村や法務局等【3か所程度】に照会し、所得状況や勤務先、所有する固定資産等を調査する。

③各種保険契約に基づく債権や普通自動車については、預貯金調査等により判明した保険会社や運輸支局において差押可能な財産か否かを調査する。

④財産が発見できない場合には、納税折衝と合わせて生活状況の確認のため臨戸訪問【1回程度】を実施する。

(4) 差押え・搜索

財産調査の結果を基に、滞納税額を考慮し、換価の容易なものから差押え【1件または滞納税額等によっては複数件】を実施する。

- ①預貯金、給与、各種保険契約に基づく債権については、それぞれの関係機関に対し、臨場または差押通知書の郵送により、差押えを実施する。
- ②不動産については現地調査のうえ法務局において、普通自動車については運輸支局に対し差押嘱託書の郵送により、差押えを実施する。
- ③差押可能な財産が発見できないが、納税資力があると思われる場合は、滞納者の行動等について1か月程度前から事前調査【5回程度】を行ったうえで、居宅や事務所を搜索し、現金や動産の差押えを実施する。

(5) 換価

- ①預貯金、給与、各種保険契約に基づく債権については、それぞれ関係機関から取立を行う。
- ②不動産や自動車、動産については、会場における公売やインターネットを活用した公売により換価を行う。

(6) 滞納処分 of 停止

滞納処分をすることができる財産がなく、納税資力がないと認められる場合は、地方税法に基づき滞納処分を停止する。

滞納処分を停止した後は、財産保有状況や所得を定期的に【年1回程度】調査し、差押可能な財産が発見された場合は、滞納処分の停止を取り消し、差押を実施する。

(7) 不納欠損処理

滞納処分の停止が3年間継続したとき、または差押えなど時効中断の事由がある場合を除き、法定納期限の翌日から起算して5年を経過したときは、徴収権は時効により消滅するため、不納欠損として処理する。